

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年（2019 年）7 月 2 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛治谷 知 宏
同	大 地 正 広

1. 監査の対象

(1) 対象部課

長寿社会部 長寿社会総務課
地域包括ケア推進課
介護保険課

(2) 対象事務

平成 30 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和元年（2019 年）7 月 1 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[長寿社会総務課]

○枚方市老人クラブ等活動事業等補助金について

長寿社会総務課では、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

補助金の交付対象となっている老人クラブ等は 200 団体以上にのぼっている中、同課では、補助金の確定に際しては、老人クラブ等から実績報告書に決算書等を添付して提出させ、領収書等の提出は求めているが、限られた財源を効果的かつ効率的に活用して事務を遂行することが求められている中、今後は、領収書等を適宜確認するなど、補助金の執行の適正化を期すための取組を一層進めるよう要望する。

○楽寿荘の管理運営について

楽寿荘においては、施設使用料及び附属設備使用料以外に利用者の利便の向上を図る中で発生する私人の物販に係る預かり金を保管している状況があった。

この預かり金は、いわゆる「市の公金外金銭」に当たるものであり、平成 20 年度に定められた公金外金銭の適正管理に関する指針にのっとりた管理が求められるところであるが、楽寿荘においては、同指針にのっとりた管理は行われていなかった。

今後は、同指針に基づき預かり金を適正に管理するとともに、楽寿荘におけるより良

いサービス提供のあり方の構築に向けて取り組むよう要望する。

また、1件3万円以上の備品については、枚方市物品管理規則に基づく備品管理台帳の作成及び記録管理が求められるところであるが、楽寿荘の備品については、備品管理台帳が作成されていないものや備品シールの貼付がないものがあるなど、その管理において不十分な点が見受けられた。

今後は、備品管理台帳を整備する等、枚方市物品管理規則に基づく適切な管理を行うよう要望する。

[地域包括ケア推進課]

○高齢者居場所づくり補助金の交付事務について

地域包括ケア推進課では、高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所を創ることを目的として、高齢者居場所づくり事業を実施している。

同事業として実施されている高齢者居場所の設置に対する補助金の交付については、平成28年度から制度創設に向けた庁内協議等が行われ、平成29年6月に枚方市高齢者居場所づくり補助金交付要綱が制定されることによりその制度化が図られているが、要綱の規定内容が庁内協議等を経て決定された制度内容に則したものとなっていない中で、同補助金の交付事務が行われていた時期があった。

要綱及びそれに伴う事務処理上の不整合については、要綱改正等が行われることにより、すでにその解消が図られているが、今後、要綱を制定するに当たっては、審査部署に対して的確な情報を伝えるとともに、その規定内容の確認を慎重に行うよう強く要望する。

また、高齢者居場所づくり事業については、事業開始から2年余りが経過し、高齢者居場所の登録数も100か所を超えていることから、今後は、その活動を継続することができるような支援体制の構築に努めるとともに、未設置の小学校区への設置に向けた取組を推進するよう要望する。

[介護保険課]

○住宅改修費の支給及び福祉用具購入費の支給に関する事務処理について

介護保険課では、介護保険の要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された在宅サービスの利用者を対象に、住宅改修費を支給しているが、住宅改修費の支給事務において、住宅改修費の支給申請時に着工日の記入誤りを発見することができずに、その支給申請を承認していた事例が見受けられた。

あらゆる申請事務の処理においては、提出された書類の記入内容や添付書類の確認は必須の事務であり、特に、住宅改修費の支給においては、担当部署の窓口で事前確認申請を行う前に住宅の改修工事に着工した場合にはその支給の対象とならないことから、今後は、審査・確認すべき項目についてのチェックリストの見直しを行う等により、適正な事務執行に努めるよう要望する。

また、福祉用具購入費の支給に際しては、洗浄機能を目的とした腰掛便座を購入する場合には、その支給対象とならないが、そのことが市民に十分に周知されていないと思われる事例が見受けられた。

福祉用具については、現在、利用する者のニーズに応じて多様化してきており、福祉用具購入費の支給対象となるものかどうか市民に分かりにくい状況も認められることから、今後は、これらの情報を、必要とする市民に的確に届けるための取組に努めるよう要望する。